

吉田町家庭学習用モバイルルーター貸出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉田町立小中学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の家庭学習を推進するに当たり、自宅にインターネット環境がない児童生徒に対し、吉田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するモバイルルーター（以下「ルーター」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ルーターを借りることができる者（以下「対象者」という。）は、児童生徒のうち、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 就学援助費受給世帯
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(貸出し台数)

第3条 ルーターの貸出しは、1世帯当たり1台とする。

(貸出しの申請)

第4条 ルーターを借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習用モバイルルーター貸出申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

(貸出しの承認等)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、家庭学習用モバイルルーター貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に貸出しの可否を通知するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、前条による貸出しの承認を受けた日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(費用の負担)

第7条 ルーターの使用に要する費用については、貸出しの承認を受けた児童生徒（以下「使用者」という。）の世帯が負担しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者及び保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ルーターは、取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理しなければならない。

(2) ルーターには、教育委員会が指定する機器以外の機器を接続してはならない。

(3) ルーターは、教育委員会が認める学習目的以外に使用してはならない。

(4) ルーターを処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

(承認の取消し)

第9条 教育委員会は、使用者及び保護者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要領に違反したときは、その貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段によりルーターの貸出しの承認を受けたとき。

(2) 法令又はこの要領に違反したとき。

(3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前条の規定により、貸出しの承認を取り消したときは、家庭学習用モバイルルーター貸出承認取消通知書（様式第3号）により当該使用者の保護者に通知するものとする。

(返却)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にルーターを返却するものとする。

(1) 貸出期間が終了したとき。

(2) 吉田町立小中学校に在籍しなくなったとき。

(3) 第2条に該当しなくなったとき。

(4) 前条に該当するとき。

(損害賠償等)

第11条 貸出期間中に起きたルーター使用上の事故については、使用者及び保護者がその責任を負わなければならない。

2 ルーターを紛失し、破損し、又は汚損したときは、家庭学習用モバイルルーター紛失等報告書（様式第4号）を教育委員会に提出するとともに、使用者の保護者の負担において現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月30日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

家庭学習用モバイルルーター貸出申請書

年 月 日

吉田町教育委員会 様

住所  
申請者 氏名 ⑩  
電話 - -  
(児童生徒との続柄： )

吉田町家庭学習用モバイルルーター貸出事業実施要領第4条の規定により、  
次のとおり申請します。

対象 児童 生徒	ふりがな		
	氏名		
	学校名	学校	学校
	学年組	年 組	年 組

誓約事項

- ルーターは、取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理します。
- ルーターには、教育委員会が指定する機器以外の接続はしません。
- ルーターは、教育委員会が認める学習目的以外に使用しません。
- ルーターを処分し、転貸し、又は譲渡しません。
- 貸出期間が終了したとき又は対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にルーターを返却します。
- ルーターを紛失し、破損し、又は汚損したときは、家庭学習用モバイルルーター紛失等報告書（様式第4号）を提出するとともに、使用者の保護者の負担において現状に回復し、又は損害を賠償します。

※必ず上記項目を全て確認の上、 にチェックを入れてください。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉田町教育委員会 印

家庭学習用モバイルルーター貸出承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったモバイルルーターの貸出しについては、  
吉田町家庭学習用モバイルルーター貸出事業実施要領第5条の規定により、下  
記のとおり決定したので通知します。

記

モバイルルーターの貸出し	承認 ・ 不承認
対象児童生徒名	
学校名	学校
不承認の場合の理由	

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉田町教育委員会 印

家庭学習用モバイルルーター貸出承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で貸出しを承認したモバイルルーターの貸出しについて、吉田町家庭学習用モバイルルーター貸出事業実施要領第9条第2項の規定により、下記の理由により貸出しの承認を取消したので通知します。

記

対象児童生徒名	
学校名	学校
取消しの理由	

様式第4号（第11条関係）

家庭学習用モバイルルーター紛失等報告書

年 月 日

吉田町教育委員会 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
(児童生徒との続柄： )

吉田町家庭学習用モバイルルーター貸出事業実施要領第11条の規定により、次のとおり紛失、破損等の経緯を報告いたします。

対象児童生徒名	
モバイルルーター	紛失・破損・その他( )
紛失、破損等の日時	年 月 日 ( 時 分)
紛失、破損等の状況 ※できるだけ詳しく記載してください。	